

要配慮者利用施設【医療施設を除く】 避難確保計画作成の手引き

(洪水編)

令和6年2月

釧路市総務部防災危機管理課

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

各要配慮者利用施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したのですが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の項目を追加することでも可能です。

避難確保計画の作成にあたっては、釧路市が作成している「洪水ハザードマップ」で情報の収集方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については釧路市に確認してください。

—目次—

1. 計画の構成	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の報告	2
4. 計画の適用範囲	2
5. 防災体制	3
6. 情報収集及び伝達	6
7. 避難誘導	8
8. 避難の確保を図るための施設の整備	10
9. 防災教育及び訓練の実施	11
10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）	11
11. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成（追記をする場合に限る。）	15

- 洪水浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

○釧路市 Web ハザードマップ

○新釧路川・釧路川・別保川洪水浸水想定（全体図）

○阿寒川（上流部）・舌辛川洪水浸水想定（全体図）

○阿寒川（下流部）洪水浸水想定（全体図）

○音別川洪水浸水想定（全体図）



- なお、避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）に定められている。

1. 計画の構成

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的
2. 計画の報告
3. 計画の適用範囲
4. 防災体制
5. 情報収集及び伝達
6. 避難誘導
7. 避難の確保を図るための施設の整備
8. 防災教育と訓練の実施
9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）
10. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成（追記する場合に限る。）

2. 計画の目的

《記載例》

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがある。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の水防法改正では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- **また、令和3年7月の水防法の一部改正により、要配慮者利用施設が訓練を実施した際、市町村へ報告することが義務化されました。**

3. 計画の報告

《記載例》

- 計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

4. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。

5. 防災体制

《記載例》

警戒レベル		体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制 の確立	レベル 2	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報の発表 ・〇〇川氾濫注意情報の発表※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
	警戒体制 の確立	洪水警報の発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
使用する資器材の準備			避難誘導要員	
保護者への事前連絡			情報収集伝達要員	
周辺住民への事前協力依頼			情報収集伝達要員	
レベル 3	以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・〇〇川氾濫警戒情報の発表※	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員	
非常体制 の確立	レベル 4	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川氾濫危険情報の発表※	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
	レベル 5	以下のいずれかに該当する場合 ・緊急安全確保の発令 ・〇〇川氾濫発生情報の発表※	屋内安全確保	避難誘導要員

■上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 新釧路川
 釧路川・別保川 のうち対象となる河川名を記載する。
 阿寒川・舌辛川
 音別川

(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

《解説及び留意事項》

- ▶ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○ 活動内容

- ▶ 洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討する。
- ▶ その際、施設利用者等の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で行うことが望ましい。

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
- ▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。

○ 体制確立の基準

- ▶ 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。

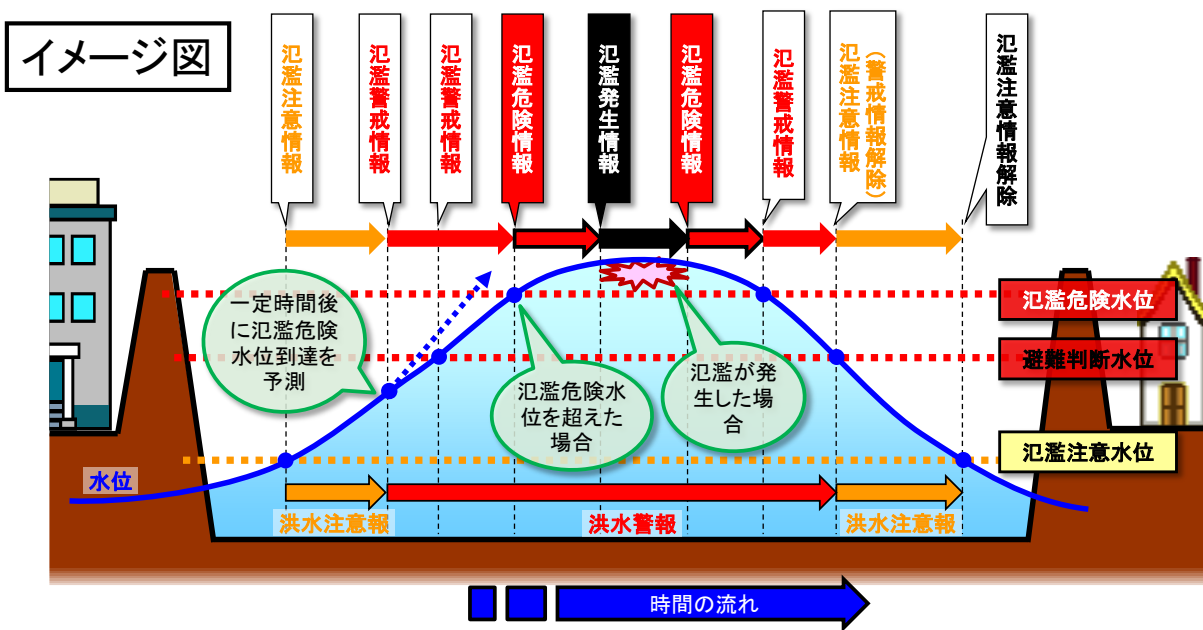
○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討する。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていない。

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	釧路市・住民・要援護者に求められる行動
新釧路川、 釧路川・別保川、 阿寒川・舌辛川 音別川 氾濫注意情報	各河川に設置してある水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
新釧路川 釧路川・別保川、 阿寒川・舌辛川 音別川 氾濫警戒情報	各河川に設置してある水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	【釧路市】 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令を検討 【住民・要援護者】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
新釧路川、 釧路川・別保川、 阿寒川・舌辛川 音別川 氾濫危険情報	各河川に設置してある水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達	【釧路市】 「警戒レベル4 避難指示」の発令を検討 【住民・要援護者】 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階



《用語の解説とその他インターネット情報について》

- 気象庁（警報・注意報基準一覧）
- 川の防災情報
- 北海道防災ポータル
- 気象庁防災情報



6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
洪水予報、水位到達情報	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、釧路市ホームページ、北海道防災メールなど
避難情報 (避難指示・避難所開設等)	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、釧路市ホームページ、釧路市防災メール、釧路市 Web ハザードマップなど

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 水防法第15条第1項第4号ロに基づき地域防災計画等に記載された要配慮者利用施設については、釧路市から該当地区の施設に対して避難情報が提供される。
(釧路市からはホームページ・FMくしろ・釧路市防災メール等の他、電話・FAXで周知される。)
大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要がある。
- 施設管理者等においては、登録型のメール配信サービスである「釧路市防災メール」にあらかじめ登録しておくことが望ましい。



「釧路市防災メール」QRコード

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなどについても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要がある。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 施設利用者等を避難させる可能性がある場合には、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 施設利用者等を避難させる場合には、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「〇〇〇〇（避難場所）への避難を開始する。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要である。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良い。

7. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難場所

- 洪水時における避難場所は、「〇〇〇〇」とする。
- 周辺の浸水状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の上層階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、釧路市洪水ハザードマップ等に記載されている最寄りの指定避難施設を記載するものとする。
- 移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定避難施設への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」※がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
- ただし、屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食糧の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要である。
- 指定避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議を行った上で記載するものとする。
- 避難場所は原則として、浸水が想定されない場所に設定する。

※屋内安全確保とは：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動（上層階への垂直避難など）

(2) 避難経路

《記載例》

- 洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

《解説及び留意事項》

- 釧路市内水ハザードマップには、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。

(3) 避難誘導方法

《記載例》

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所「〇〇〇〇」までの順路、道路状況について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。

9. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。
- **訓練や研修は年1回以上、定期的に行い、訓練の実施を市へ報告すること。**
- 報告については、訓練実施後おおむね1か月以内に訓練実施報告書を市へ提出すること。複数回実施の場合は、最後の訓練実施後にまとめて提出しても良い。
- 利用者が参加する訓練の実施が難しい状況の場合は、図上訓練のみでも可とする。
- 研修や訓練には、配布されている洪水ハザードマップ等の他、釧路市が実施する出前講座等が活用できる。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施すること。)
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができる。

10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

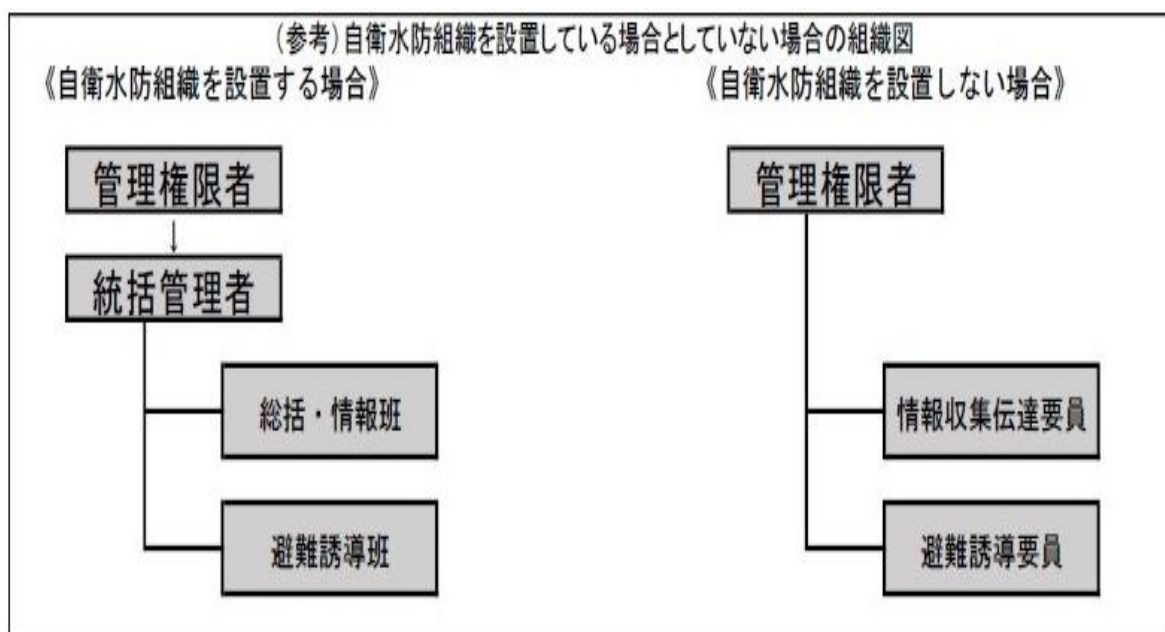
- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができる。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にされたい。

《解説及び留意事項》

- 自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うもの。



- 洪水の対象となる場合、要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。
- 自衛水防組織を設置する場合、別添資料、別表1、2を作成する。

【別添1】 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

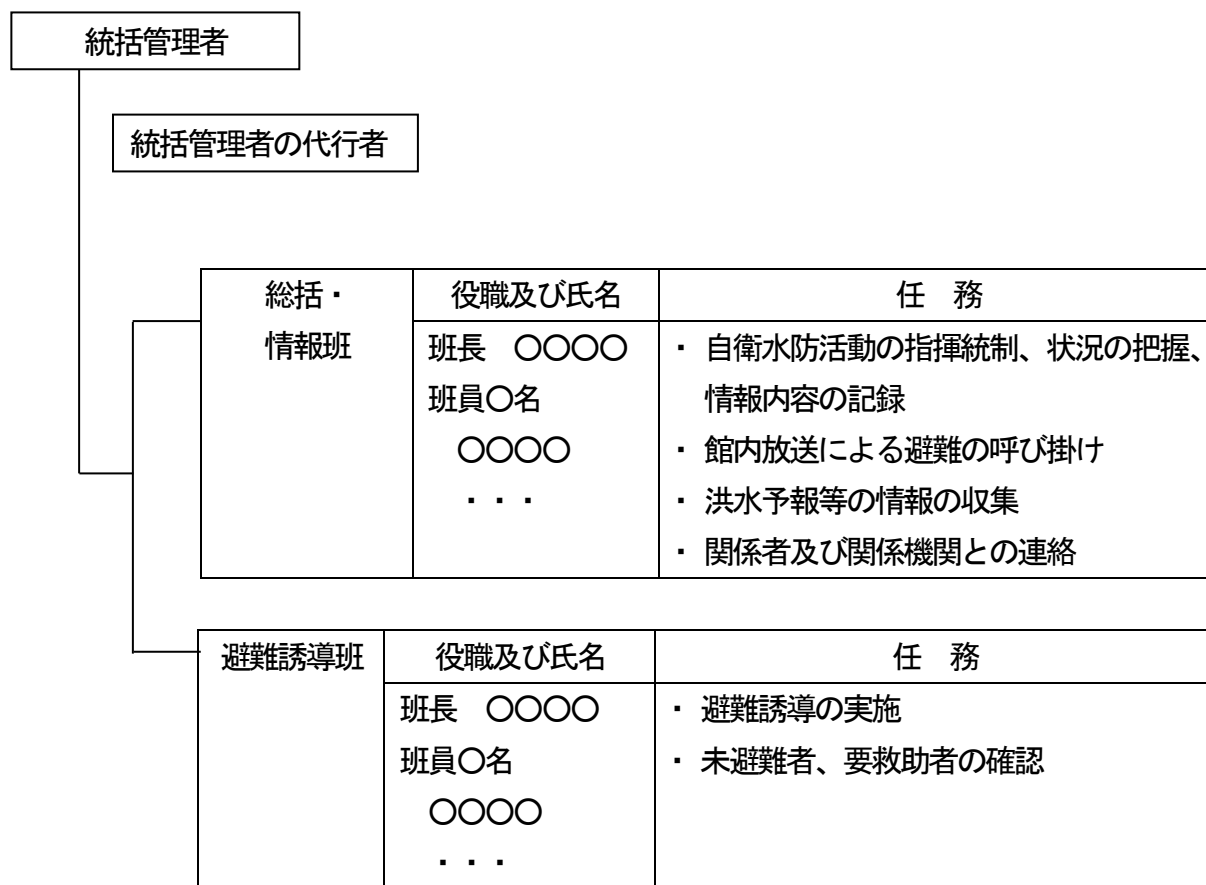
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

【別表1】 「自衛水防組織の編成と任務」



【別表2】 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 ライフジャケット 蛍光塗料
	体温計、マスク、消毒液、ハンドソープ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、 嘔吐処理具、おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、ゴミ袋、 常備薬、包帯・絆創膏、簡易トイレ

11. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

- 避難確保計画は、既存の計画に必要事項を追記して提出することもできる。

(消防計画、非常災害対策委計画、危機管理マニュアル)

消防計画に追記する例【P16】を参考としてください。(国交省:要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等の義務化について)

- 避難確保計画を「消防計画」に追記した場合は、従来通り各消防署にも提出してください。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 …以下の6事項を追記する

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。
2. 自衛水防組織の項目を追加
自衛水防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可
3. 洪水時の防災体制の項目を追加
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごととの活動内容、体制区分ごととの確立基準、体制区分ごととの活動を実施する要員を記載。
4. 洪水時の避難誘導の項目を追加
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。
5. 避難の確保を図るための施設を追加
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。
6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇において必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び発生時の被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分組)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分組により自衛水防組織を列表〇〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

防災体制	活動内容	対応要員
〇〇〇〇〇〇	情報収集、防犯監視業務	情報伝達係
〇〇〇〇〇〇	情報収集、避難経路誘導、要救助者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
〇〇〇〇〇〇	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

項目を追加

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- ・避難場所・経路
- ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
- ・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇〇棟の2階へ避難する。
- (2) 避難誘導方法
- ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの道路、道路状況について予め説明する。
- ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする。...

項目を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、機中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内板、タブレット、携帯電話、機中電灯、携帯電話用充電器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライトシャケット、蛍光塗料

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

実施要員	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

項目を追加